

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 7 日（金）第 597 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 令和 6 年 10 月 27 日 執行の薩摩川内市議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決
（選挙管理委員会取扱い） 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 5 号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の薩摩川内市議会議員選挙に係る当選の効力に関し薩摩川内市平佐一丁目 13 番地 101 号永井豪から提出された審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

令和 7 年 3 月 7 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

裁 決 書

薩摩川内市平佐一丁目 13 番地 101 号

審査申立人 永井 豪

審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 6 年 12 月 12 日付け審査申立書をもって提起された、令和 6 年 10 月 27 日 執行の薩摩川内市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する審査の申立てについて、鹿児島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

申立人の本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨 及 び 理 由

1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、令和 6 年 11 月 8 日付けで薩摩川内市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は同月 22 日付けでこの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における当選の効力を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てをしたものである。

2 審査の申立ての理由

その理由を審査申立書に従って要約すれば、次のとおりである。

(1) 本件選挙における開票責任者及び投票責任者のいずれか一人又は複数人が、^{あらかじめ}予め用意していた紙を選び、選挙の結果を不正に操作した疑いがある。

(2) 警視庁捜査二課、国家公安委員長に被害届を提出した。今後、証拠が確認される。警察は証拠を把握している。

裁 決 の 理 由

当委員会は、申立人から提起された審査申立書に不備があったため、申立人に補正を命じ、申立人による補正の結果、審査の申立てを適法なものと認めたのでこれを受理するとともに、市委員会からは弁明書及び関係資料を、申立人からは反論書の提出を受けるなど、慎重に審理を行った。

当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、申立人が主張する審査の申立ての理由について、次のように判断する。

1 審査の申立ての理由(1)について

(1) 市委員会から提出のあった弁明書には、以下のとおり記載されている。

ア 「開票責任者」、「投票責任者」とは何を指しているのか不明であるが、各開票所には「開票管理者」、各投票所には「投票管理者」を選任している。

イ 投票管理者及び投票事務従事者が選挙結果を不正に操作した疑いについては、投票管理者及び投票事務従事者は、投票事務を処理するため、選挙結果に影響する作業及び事務はない。

ウ 開票管理者及び開票事務従事者が選挙結果を不正に操作した疑いについて、開票事務の流れは、おおむね次のとおりであった。

(ア) 読取分類機で候補者別、按分別、白票、分類不能な票に分類。

(イ) 分類された票を点検係の職員が目視により一枚一枚票の記載内容を確認。

(ウ) 計数係が2台の計数機を用いて、候補者別に100票単位で計数し、括束。

(エ) 括束点検係が200票を一束（200票以下は端数票としたものを一束とする。）とした候補者別の投票用紙の束の先頭に有効投票箋をつける。

(オ) 開票管理者1名、開票立会人9名が確認し、有効投票箋に押印。

(カ) 計算係が開票支援システムを用い、有効投票箋のバーコードをリーダーで読み取り、候補者ごとに得票数を集計。

エ 「^{あらかじめ}予め用意していた紙を選んで選挙結果を不正に操作した疑い」とは、何を示しているか不明であるが、開票事務の間、開票管理者及び開票立会人からは作業手順や回付された書類等に対して疑義はなく、開票立会人及び開票管理者が開票録の記載が真正であることを確認して、開票録に署名している。

オ 選挙録には、選挙立会人及び選挙長が、その記録が真正であることを確認して署名している。

カ さらに、申立人は、選挙結果を不正に操作した疑いを裏付ける具体的な根拠や証拠等も示していないことから、当該主張を否認する。

(2) 市委員会から提出のあった開票録及び関係資料には、以下のとおり記載されている。

ア 開票所では、審査判定係が、投票録等の送致書類の記載内容を審査し、投票が適正に行われていることを確認している。

なお、投票録は、市委員会によって選任された投票管理者及び投票立会人が、その記載が真正であることを確認して署名するものである。

イ 薩摩川内市第1開票区における開票事務は、令和6年10月27日午後8時30分から、薩摩川内市総合運動公園総合体育館サブアリーナにおいて、市委員会によって選任された開票管理者、候補者からの届出による開票立会人9名、事務従事者162名により開始された。

開票管理者及び開票立会人は一連の開票事務を監視し得るように配置されており、また、一般人も開票事務を参観することが可能であり、全体を確認できる状態にあった。

ウ 薩摩川内市第1開票区における開票の結果は、投票総数43,372票、有効投票は42,355票、無効投票は1,017票、申立人の得票数は174票であり、開票管理者及び開票立会人が、当該開票録の記載が真正であることを確認して署名している。

エ 薩摩川内市第2開票区における開票事務は、令和6年10月27日午後8時から、上甕老人福祉センターにおいて、市委員会によって選任された開票管理者、候補者からの届出による開票立会人2名、市委員会によって選任された開票立会人1名、事務従事者17名により開始された。

開票管理者及び開票立会人は一連の開票事務を監視し得るように配置されており、また、一般人も開票事務を参観することが可能であり、全体を確認できる状態にあった。オ 薩摩川内市第2開票区における開票の結果は、投票総数2,394票、有効投票は2,331票、無効投票は63票、申立人の得票数は2票であり、開票管理者及び開票立会人が、当該開票録の記載が真正であることを確認して署名している。

- (3) 市委員会から提出のあった選挙録によると、本件選挙の選挙会は、令和6年10月29日午前10時から、薩摩川内市役所5階501会議室において、選挙長、選挙長によって選任された選挙立会人3名、事務従事者2名により開始されており、選挙立会人及び選挙長が関係書類について確認を行った上、弁明書に記載のとおり、選挙立会人及び選挙長が選挙録の記載が真正であることを確認して署名している。
- (4) 申立人が反論書として提出した資料では、弁明書に対する反論、新たな主張、さらに、申立人の主張を裏付ける、具体的、客観的な根拠や証拠等は何ら示されていない。
- (5) 市委員会から提出のあった弁明書及び関係資料によれば、本件選挙の投票、開票及び選挙会の事務は、投票管理者、開票管理者及び選挙長によって、適法かつ適正に執行されたものと認められる。

さらに、申立人からは、申立人の主張を裏付ける、具体的、客観的な根拠や証拠等は何ら示されていないことから、申立人の主張を採用することはできない。

2 審査の申立ての理由(2)について

- (1) 市委員会から提出のあった弁明書には、「「薩摩川内市役所選挙管理委員会職員は逮捕起訴する寸前なので」以降の主張については、当委員会には何の情報もないことから弁明することはない。」と記載されている。
- (2) 申立人が反論書として提出した資料では、弁明書に対する反論、新たな主張、さらに、申立人の主張を裏付ける、具体的、客観的な根拠や証拠等は何ら示されていない。
- (3) 申立人は警視庁捜査二課、国家公安委員長に被害届を提出したと主張するが、同行為は、当選無効の要件である当選人決定についての違法事由には当たらない。

さらに、仮に申立人の主張する行為が行われていたとしても、当選の効力を無効とする具体的な証拠は提出されていない。

なお、被害届の内容は不明であるが、当委員会は選挙犯罪に該当する行為があったか否か等を審理・判断する責務権限を有しておらず、申立人が主張する警察が把握している証拠については何ら知り得ない。

よって、申立人の主張は理由がない。

3 結論

以上によれば、申立人の本件審査の申立ては、いずれも理由がない。

なお、申立人は上記に掲げる事項以外に、市委員会への異議申出においても様々な主張をしているが、いずれも上記判断を左右するものではない。

よって、当委員会は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和7年2月25日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

教

示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所宮崎支部に訴訟を提起することができる。